

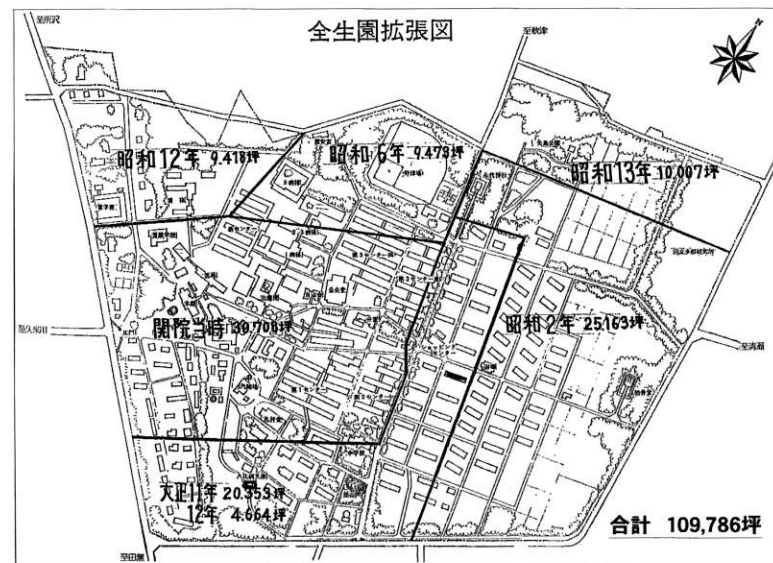
多磨全生園の概要

1907（明治40）年、国が行うハンセン病予防の対策を定めた法律「明治四十年法律第十一号」（通称「癩予防ニ関スル件」）が成立し、青森・東京・大阪・香川・熊本の全国5カ所にハンセン病療養所が設置されることになりました。多磨全生園はそのうちの1つで、1909（明治42）年9月28日、公立療養所全生病院として東京府北多摩郡東村山村に設立されました。当時、全生病院の設立をめぐる、地元の人たちが反対して村長らを襲撃するという事件まで起きました。

敷地の中は、事務本館や職員官舎などがある職員地区と、診療所・病室・炊事場・入所者の寮舎・耕地などがある患者地区とに分けられていました。入所者が職員地区に立ち入ることは許されず、その境界は土塁と堀で隔てられていました。患者地区が外と境を接する三方も土塁と堀で囲まれていて、外からの侵入を防ぐと同時に、入所者の「逃走」を防止する役割を持っていました。というのも、最初の頃の療養所はどれも、道ばたや神社仏閣などの前で物乞いをして生活している患者の収容を目的にしていました。収容されるまで患者は、貧しいなりに自由な生活を送っていたので、全生病院でも中に居させられることを嫌い、勝手に出て行く人も多くいたからです。

そうした「逃走」ばかりでなく、療養所の中で問題を起こす入所者もいました。そこで1916（大正5）年、療養所を管理する内務省は院長の懲戒検束権を認め、規則に違反した入所者を療養所がそれぞれ罰することができるようにしました。全生病院では入院者心得も作られました。見張所（分館）の職員が問題があると見なした入所者を処罰するため、監禁室が造られたのもこの頃でした。園内通用券の使用、園内での結婚、患者作業なども、入所者をおとなしく園内に居着かせ、療養所運営を円滑にしようとする仕掛けとして、この頃までに確立していきました。

その後入所者数は徐々に増え、それに伴い敷地も広げられました。開院時の敷地は所沢街道と、現在の看護学校・永代神社の鳥居前・理美容室・あおば保育園を結んだ線のできる四角形とほぼ同じ範囲でした。それが1922（大正11）年から1923（大正12）年にかけて、南側と東側に土地が加わり、現在の花さき保育園から浴場のあたりまでが敷地になりました。1927（昭和2）年にはさらに東側に広がり、現在の資料館や納骨堂の位置までが加わりました。



多磨全生園患者自治会編『俱会一処』72ページより

1931（昭和6）年「癩予防ニ関スル件」が「癩予防法」に改められ、収容する対象がすべてのハンセン病患者になりました。そして一度収容された患者は、一生を療養所の中で送ることとされました。ついに絶対隔離が国の政策の方針となったのです。そのため入所者数は毎年増え続け、1943（昭和18）年には1,518人にもなりました。敷地も拡大を続け、1931（昭和6）年からは北側に広がって現在の野球場を含み、1937（昭和12）年と1938（昭和13）年にはそれぞれ、現在の官舎と県木の森あたりまでが加わりました。

入所者たちは、居ることを唯一許された土地である全生病院の中、とりわけ患者地区の中をできるだけくらしやすい場所にしようと努力しました。広がった敷地の東側は主に畑や果樹園になり、給食に使う野菜や果物を栽培しました。豚・牛・鶏も飼っていました。寮舎や病棟なども新築していきました。全生学園・永代神社・納骨堂・図書館・全生劇場なども建設され、入所者たちにとって村落共同体のような場所を造り上げていきました。その他、治療の助手・病室や不自由舎の付添・洗濯・縫い物・包帯巻き直しなど、生活と治療に必要なすべての作業は入所者たち自身の労働で賄われていました。こうした患者作業の多くは、入所者にとっては自分にも

できることがあるという誇りを感じる場面でしたが、させる療養所側からすれば安い賃金で手に入る労働力として入所者を働かせていました。

1941（昭和16）年7月1日、全生病院は国に移管され、国立療養所多磨全生園^{たまぜんしゅうえん}と名前を改めました。第二次世界大戦の戦時色が強くなると、消防団から改組した警防団が防空壕を掘り、少年少女団が全生学園の校庭で早朝^{こうきょうようはい}の皇居遙拝を行うようになりました。野球場も畑に変えて作物を作りましたが、1945（昭和20）年には毎月20人前後の死亡者が出るほど栄養失調が深刻になりました。戦争は、多磨全生園の中にこのような形で入ってきたのです。

戦争が終わった後の1947（昭和22）年、多磨全生園の入所者に石館守三教授が持って来たプロミンを試験的に投与したところ、大きな効果が見られ、日本でのプロミンによる治療が始まりました。1951（昭和26）年、全国の国立療養所の患者自治会で結成した全国国立癩療養所患者協議会（全患協。現・全療協）の発会式も多磨全生園で行いました。1952（昭和27）～1953（昭和28）年のらい予防法闘争の際には、全国から代表が集まって第1回支部長会議を開催したり、入所者たちが正門から出て国会議事堂をめざして所沢街道をデモ行進するなど、新しい「らい予防法」の制定阻止のための患者運動に大きな役割を果たしました。なお、らい予防法闘争の成果の1つとして、1955（昭和30年）、予防と治療の調査研究を行う国立らい研究所（現・ハンセン病研究センター）が、多磨全生園から提供された敷地に建設されました。

1964（昭和39）年から1971（昭和46）年にかけて、全患協は毎年のように厚生省で座り込みを行いました。多磨全生園は基地支部として運動を支えました。一方社会復帰者や労務外出者が増え、多磨全生園の中にもホッチキス工場や自動車練習場などができました。しかしそうした人びとの増加や収入の格差拡大は、入所者自治会の担い手を失うことにもつながりました。1966（昭和41）年、ついに多磨全生園入所者自治会は閉鎖する事態となり、再開できたのは1969（昭和44）年になってからでした。

新自治会は1969（昭和44）年、これまで数多く生み出されてきた入所者の文芸作品を保存しようと、図書館の中に「ハンセン氏病文庫」を設置しました。この取り組みはその後発展し、自治会のハンセン病図書館での地道な活動を経て、1993（平成5）年の高松宮記念ハンセン病資料館建設へと結びつきました。1971（昭和46）

年からは地域との交流をめざし、感謝の印として園内に木を植え緑を残す緑化活動や、東村山患者身体障害者連絡協議会の活動などが始まりました。1973（昭和48）年には、園内整備の自主財源を確保するため敷地の一部を国に返納し、新しい病棟を建設しました。これはこの頃すでに増加していた他園からの転園治療にも対応するため、1976（昭和51）年には多磨全生園は東部5園（松丘保養園・東北新生園・栗生楽泉園・多磨全生園・駿河療養所）の医療センターとなりました。1980年代になると入所者の高齢化は一層進み、それに対応できる病棟やセンター（不自由者棟）が整備されました。

1996（平成8）年、「らい予防法」が廃止されました。2001（平成13）年には、らい予防法違憲国家賠償請求訴訟が原告側勝訴で終わりました。これらハンセン病政策の大転換を受けて、多磨全生園は地域に開かれた療養所になろうとしています。2001（平成13）年、入所者自治会は、豊かな緑と園内の歴史的建造物を地域に残す「人権の森」構想を掲げ、2008（平成20）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（通称「ハンセン病問題基本法」）が制定された後は、それが多磨全生園の「将来構想」の柱となりました。現在では、入所者数の減少と超高齢化が進む中で、多磨全生園を地域の社会資源としていかに残し活用していくかを検討しています。

基本情報

所在地：東京都東村山市青葉町4-1-10

入所者数：男性114人／女性115人／合計229人（2013年9月20日現在）

入所者の平均年齢：83.1歳（2013年5月1日現在）

居住棟の入居者数：一般舎93人／センター 88人（2013年4月15日現在）

病棟入室者数：53人（2013年4月15日現在）

職員数：定員337人に対し309人（2013年4月1日現在）

敷地面積：358,116㎡（2013年5月1日現在）

樹木の数：3万本以上

物故者数：4,141人（2013年9月20日現在）

納骨堂合祀数：2,607柱（2013年2月1日現在）

連絡先：多磨全生園 TEL 042-395-1101 入所者自治会 TEL 042-393-9784